

グローバル化と国際労働組合運動そしてILO

中嶋 滋

—ILO理事「労働側」

一 はじめに

日本においても、労働の世界をめぐる最近の論調を見ると、過度な規制緩和による弊害が人々の暮らしと社会のあり方に深刻な悪影響を与えていること、その是正を図ることが社会の安定・安全を確保することに必要であること、環境問題を含めて持続的発展の道を追求することが重要であること、そのためには仕事や暮らしのあり方をそのバランスを含めて抜本的に変える必要があること、などの主張が徐々にではあるが力を得てきた感がある。極端な市場万能主義者は別にして、多くの人々はこれらの主張に同意し実現に向けてなんとかしなければならぬと考えている。「潮目」が変わりつつあると評する人もいる。

しかし一方で、一〇〇〇万人を超えた年収二〇〇万円以下のワーキング・プアが存在、横行する賃金未払い超過勤務や偽装請負など労働基準法や労働者派遣法など労働法規違反、不当な

格差の存在などが、激化する国際競争のなかで企業が生き残っていくためには「やむをえない」こととして「容認」される状況、「諦め」感が根強くあるのも事実である。原油に代表される原材料の価格上昇がもたらす日本経済へのマイナス影響が今後ますます深刻化すると議論がなされるなかで、「容認」と「諦念」を強いる主張が声高に展開される可能性も強くあり、樂觀することはできない。

こうした状況に対して労働組合はいかなる運動を組織し展開するのか。いまそのことが鋭く問われている。ここ数年の運動のあり方が、労働組合運動のみならず日本社会全体の将来に大きな影響を与えることは間違いなからう。たとえば、雇用形態における正規・非正規間の格差は、教育のあり方、教育と就労との関係のあり方とも相まって、世代を超えて引き継がれ拡大再生産される性格をもつに至っている。賃金・労働条件の劣悪さとともに無権利・無保証状態に置かれている日雇い派遣労働者をはじめとする非正規労働者は一七〇〇万人を超え、さらに

拡大する傾向にある。衣食住を満足いく形で確保できない労働者の数は確実に増加しており、将来不安は濃くなる一方である。こうした問題を解決する質量をもった運動を推進しうるかどうかが問われているのだ。

だが、「万能薬」的な解決策があるわけはなく、容易に有効な対応策が見つかるわけもない。しかも、問題は一国内で自己完結的に解決できる性格のものでなく、深くグローバル化された世界のあり方に関わっている。そこで、グローバル化の進展とりわけその負の側面の克服に向けて、国際労働組合運動や国際労働機関（ILO）などが、問題がとくに深刻化した九〇年代後半以降のように対応してきたかを振り返り、そのなかから今後の運動のあり方、方向性を探ってみる。

二 九五年はエポックをなす年

1 多国籍企業の活動と経済の国際化

多国籍企業の世界経済に占める比重が大きくなり、その活動のあり方に一定の規制を加えないと公正な経済活動の実現への阻害要因になってしまいかねないという観点から、七〇年代中葉に国連多国籍企業委員会の設置（七四年）、経済協力開発機構（OECD）やILOでの相継ぐ重要文書の採択などの国際的な対応措置がとられた。「OECD多国籍企業ガイドライン」（七

六年)は、①定義と原則、②一般方針、③情報開示、④雇用および労使関係、⑤環境、⑥贈賄の防止、⑦消費者利益、⑧科学および技術、⑨競争、⑩課税の一〇項目にわたって「多国籍企業に対して政府が共同して行う勧告」(「定義と原則」第一項)の内容を示し「活動するすべての場所ガイドラインを遵守することを奨励」(同第二項)している。また「ILO多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」(七七年)は、①一般方針、②雇用(雇用促進、機会および待遇における均等、雇用の安定)、③訓練、④労働条件・生活条件(賃金・給付および労働条件、最低年齢)、⑤労使関係(結社の自由および団結権、団体交渉、協議、苦情審査、労働争議の解決)、の五項目について多国籍企業が尊重遵守すべき原則を示した。今日に至るまで重要視され活用されているこの二つの文書は、政労使三者の合意にもとづいて採択されている。ILOは政労使三者構成主義にもとづいて運営されている唯一の国連機関であり、OECDには労使が参画・意見反映できる機構がある。この時代から、国際労働組合運動も国際機関も、経済の国際化(internationalization)が進展するなかで多国籍企業の国家の枠組みを超えた活動がもたらす弊害をいかに克服するかという問題意識を持ち、対応策の樹立と実施に努力していた。しかし、そのレベルは国民国家(nation state)の存在と機能を当然の前提とするものであったといえる。

2 グローバル化の急速な進展とWTO発足

八九年ベルリンの壁崩壊、引き続く旧ソ連邦の解体に象徴される東西冷戦構造の終焉以降、世界経済は市場経済に急速に一元化された。このことは、市場経済が国境を越えて展開するボーダーレスな経済活動の活発化にとどまらず、国際関係(国民国家間関係)を全地球規模で抜本的に変化させる時代状況へと導いた。グローバル化(globalization)の急速な進展である。「人・物・金がかつて経験したことのない規模とスピードで国境を越えて移動している」といわれるように、貿易(商品のみならずサービス)の飛躍的拡大、資本の大規模展開、労働力の活発な移動が、全世界的になされている。国民国家間の壁は低く・薄くなり、その規制力は弱まった。技術革新と情報化の進展が、その傾向を一挙に加速させた。

市場万能を標榜する新自由主義にもとづく自由化、規制緩和、民営化を強行する政策が、国際通貨基金(IMF)や世界銀行などの構造調整プログラム(SAP)を通じて途上国・最貧国に押しつけられ、全世界的に蔓延するようになった。「小さな政府」が自己目的的に追求され、外交や防衛など一部を除き医療・福祉・教育を含むほとんどの行政サービスが営利の対象にされ、旧来の行政のあり方は一変した。政府の役割は、あたかも自由なる市場競争を可能にする条件を整えれば足りるがごときで、社会的に必

要な規制をも撤廃せよとの主張が罷り通った。その内容は、「グローバル・スタンダード」と称され、これへの適応が全世界的に迫られた。市場経済の全世界的な展開を一層推進するものとして、関税および貿易に関する一般協定(GATT)から世界貿易機関(WTO)への発展的組織変更があった(九五年)。WTOは資本の自由化を進めるIMFとともにワシントン・コンセンサスの一翼をにない貿易自由化推進や経済紛争調停の場としての役割を負っている。その発足はグローバル化の進展を象徴し画期をなすものであった。

3 矛盾の克服に向けたWSSDと世界女性会議(北京)

市場の全地球化は企業の多国籍化と多国籍企業間の市場獲得競争の激化を生み出した。メガ・コンペティション(大競争)時代への突入は、過剰なコスト・ダウン競争を生み出し、その競争はあらゆる手段を使った労働コスト削減へと突き進んだ。海外直接投資の拡大、多国籍企業による生産拠点の途上国への移転が進み、途上国での工業生産能力の向上は廉価な労働コストと相まって市場競争における相対優位性を生み出し、先進工業諸国にいわゆる「空洞化」状況をつくり出し、生産拠点の存続を危うくする事態を生じさせた。それとともに無権利・劣悪労働条件の不安定雇用を含む非正規労働者を様々な雇用形態で多数生みだし、「レース・ト

「ウー・ザ・ボトム」といわれる一層低位な状況に向けた過当競争が展開されるに至った。こうした状況は、労働の世界に大きな変化をもたらしたにとどまらず、社会の安定性と持続的発展を妨げる大きな要因となった。俗に「勝ち組」「負け組」と称せられる二極化が進み、社会的排除(exclusion)が深刻な問題となった。九〇年代初頭にヨーロッパで「一級市民」「二級市民」という表現が使われたことは、その深刻な状況を示して余りある。WTO発足と同じ九五年、コペンハーゲンで開催された国連・世界社会開発サミット(WSSD^④)は、貧困、雇用、社会的統合(inclusion)を主要課題とした。このWSSDは、急激なグローバル化の進展がもたらした社会的統合の危機を含む矛盾の克服に向けた国連レベルの画期的取組みであった。

同じく九五年、被不利益層の代表的存在である女性への差別克服・平等達成に向け北京で開催された世界女性会議も、画期をなすものであった。途上国におけるEPZや下請けの零細企業、インフォーマル・セクターで働く労働者の大多数は女性であり、先進工業国においても非正規の不安定かつ劣悪な雇用条件で働く労働者の多くも女性である。グローバル経済のもとで、女性には明らかに男性よりも悪影響を被っている。採択された「行動計画」は、「戦略目標及び行動」のなかで「女性と経済」の項を設け、経済活動への女性の平等な参加を実現する重要性を広範な視点から指摘し、その実現に向けた計

画実現を訴えた。そのなかで、グローバル化した経済のもとで男女格差が拡大していることや貿易パターンの変化が女性の雇用を圧迫する恐れなどを指摘し、さらなる分析の必要性と克服に向けた計画の実施を求めた。北京・世界女性会議は、WSSDが示した方向性をジェンダーの観点から具体的に強化したと言える。

グローバル化の一層の促進に向けたWTO発足、その矛盾と弊害の克服に向けたWSSDや北京・世界女性会議の開催が同時になされた九五年を、グローバル化に如何に対応するかを考える際に画期をなした年として意識し、その後の展開をみる。

三 矛盾の深刻化と克服に向けた対応の経過

1 国際労働組合運動の対応

(1) 国際労働組合運動の変化

— ICF TUのイニシアティブ

まず、深刻化したグローバル化の負の側面の克服に向けて、国際労働組合運動はいかなる対応をしたかについてみる。国際労働組合運動は、東西冷戦構造の終焉によって劇的な変化を遂げた。旧ソ連邦を中心とする社会主義諸国から財政面を含め多大な援助を受け世界的に一定の勢力を保持していた世界労連(WFTU)は、組織と機能を維持することが困難な状況に陥り、

国際労働組合運動への実質的な影響力をほとんど失った。九〇年代初頭からの国際労働組合運動は、国際自由労連(ICFTU)を中心に、ICFTUと密接な組織的提携関係にある国際産業別労組^⑤、そしてヨーロッパやラテンアメリカに一定の影響を持ちICFTUと共闘関係を維持してきた国際労連(WCL^⑥)との共同戦線が、主導するものとなった。

(2) ブラッセル大会(九六年)の到達点

ICFTUは、九六年にブラッセルで第一六回世界大会を開催したが、そのメイン・スローガンは、「グローバルな市場—労働組合に対する最大の挑戦」であった。そして重要課題として、①労働者および労働組合の権利の擁護・確立への闘い、②基本的労働基準を自由な貿易と結びつけ、雇用創出と社会正義をグローバルな経済を運営する新たな国際ルールの主要な目標にさせる闘い、③世界的な組織化・組織拡大の推進、④多国籍企業に対抗する労働組合の力の構築、⑤女性労働者の前進、をあげ優先的に取り組むことを決定した。スローガンならびに優先課題とりわけ②の課題に示されているように、大会議論は、負の側面を克服し「人間の顔をしたグローバル化」を実現していく運動の強化に焦点が当てられた。しかし、戦略性をもたないオルタナティブな提起は限定的・脆弱の感は免れず、いまだ運動の基軸は既得権益をいかに防衛するかにすえられ、それまで経験したこと

のない全世界的な規模で展開される抜本的な構造転換に的確に対応する運動的・組織的戦略が十分に練られていたとは言い難い討議の到達状況であった。

(3) ターニングポイントとなった ダーバン大会(2000年)

新世紀の直前2000年に南アフリカのダーバンで開催されたICFTU第一七回世界大会は、「社会正義のグローバル化」二一世紀における労働組合運動」をテーマに、①グローバル化のなかでの民主主義の拡大と深化、②グローバル経済における雇用と正義、③人権と労働の世界、④職場における差別に終止符を、⑤国際連帯の構築、⑥二一世紀における労働組合、の六重要課題と「ミレニアム・レビュー」について討議し活動方針を決定した。九〇年代後半にますます顕著になったグローバル化のネガティブな影響を克服していくために、従来の運動と組織のあり方を抜本的に見直し、新たな戦略を打ち立てる方向を明確にしたことが、大会の歴史的意義であった。大会が新世紀の幕開けと時を同じくして「社会的・政治的・経済的に相互関連した二連の変化が労働組合運動の歴史に大きなターニングポイントを描いているとの認識を強く踏まえて」開催され、「ミレニアム・レビュー」討議の意義を「大会代議員と全世界の労組活動家の関心を、グローバル化が加速する中で組合がまさに直面している課題の規模と重

要さに、向けさせることにある。そして組合と組合員のために強力な国際支援ネットワークを構築する目的に立つて、行動案を提示することにある」とし、「新しいチャレンジのための新しい戦略」を打ち立てる必要性を、「尊厳と正義、ディーセント・ワーク、そして差別の停止」といった労働組合の基本的目標がもつ重要さとは以前と変わらないが、我々の政策や組織的手法については、その多くを再検討しなければならぬ。そのためには、変化する世界の中で変化する組合員のニーズにかかわり続けるために組合は何をなすべきか、そのことを冷静に見つめる必要がある」と強調した。そして「自由化と技術革新が社会に与えるネガティブな影響を相殺するために、経済成長を環境的・社会的保護に統合させる」ことが重要で「そのための新しく多角的なアプローチ」が必要と提起した。とくにグローバル経済への対応として具体的には、①成長と発展のための一貫性をもった戦略のなかで、人間の基本的ニーズが最優先事項として位置づけられることを保証することのために「グローバル経済のための社会的本ルール」を築くこと、②透明性とアカウンタビリティと参加という民主主義の基本原則をふまえたグッド・ガバナンス効果的な開発戦略にとって不可欠であること、③不利益を被っている層の人権尊重・促進のために、社会統合をめざす積極的な政策をとるべきこと、④社会保護のセーフティ・ネットは国の基本的責任として完備される

べきこと、⑤貧困の罅を広げるインフォーマル・セクターの不安定さを克服するため途上国への支援を拡大すること、⑥世界銀行やIMFは構造調整から貧困削減へと重点を移すべきこと、⑦債務の重荷は貧困撲滅計画の削減をもたらし国の崩壊を招きかねないので、債務削減を推進すべきこと、⑧WTOに社会的・開発的・環境的視点を盛り込み、世界貿易システムに中核的労働基準を盛り込んで真の発展を達成すべきこと、⑨貿易政策は、統合された社会的・経済的戦略の一部でなければならないこと、⑩雇用と環境は持続可能な開発のアジェンダに含まれねばならないこと、などを提唱した。その実現を図るため、国連(UNCTADやUNDPなど)、世界銀行、IMF、WTO、ILOなどの活動間に一層の整合性を確保させるため、労働組合運動との対話を求め意見反映を強めるとした。その活動推進のため、グローバル・ユニオンの結成を決定した。あらゆる労働組合運動の課題が、雇用の確保や賃金・労働条件の維持・向上というもつとも基礎的なものであっても、一国内の取組みによって自律的に解決することが困難である状況下で運動の推進を図らねばならず、運動を効果的に推進するためには、オルタナティブな政策を策定・実現する組織能力が必要とされることから、従来の組織と運動のあり方を抜本的に改革する方針がつけられた。その意味で、ダーバン大会は国際労働組合運動の重要なターニングポイントであった。

(4) OECD多国籍企業ガイドラインの大改正

この年(〇〇年)、GUFの一環であるOECD-D-TUACCの継続した取組みの成果として、「OECD多国籍企業ガイドライン」の大改正⁸⁾が実現した。ガイドラインの改正によって、その有用性は非常に高まった。現地ホスト国政府がガイドラインを遵守しようがまいが、企業の活動している場所ならどこでもガイドラインが適用されることが明確にされている。サプライチェーンにおける児童虐待に関してもガイドラインを活用する道が開かれた。中核的労働基準すべてが盛りこまれた。情報開示、贈賄の防止、環境に関する規定も改正された。なかでも実施体制の強化はもっとも重要な点である。新しいナショナル・コンタクト・ポイント(NCP)の役割に関して、企業に確実にガイドラインを遵守させる責任各国政府に負わせ、NCPの実績を監視するOECDの役割も強化した。これによって、NCPが再活性化している。ガイドラインの有効活用を通して、グローバル化の負の側面の克服に貢献しうる。世界的企業は、サプライヤーによるスウェットショップ(苦渋労働)的労働条件に対する抗議の申し立てや、腐敗・環境汚染の告発などによってブランド名が傷つけられることを嫌がる。これらに関するマスメディアの取り扱いに非常に敏感である。ガイドライン尊重・遵守を企業に促す手段として有効である。

(5) 連帯のグローバル化の進展した 宮崎大会(〇四年)

〇四年、ICFTU第一八回世界大会が宮崎市で開催された。メイン・スローガンは「連帯のグローバル化」であった。労働の世界とグローバル市場の変化の速度がますます早まり、その規模も大きいため、国際労働組合運動も迅速に変化し発展しなければならない、という問題意識を持って、ダーバン大会の諸決定とくに「ミレニアム・レビュー」をふまえ、グローバル・ユニオンの結成と、それによる運動をさらに進展させるためWCLとの統一を基礎に新しい国際労働組合運動センターを樹立することを決定した。

具体的な活動の展開に関しては一五の決議を採択し、負の側面を克服し公正なグローバル化を追求し、平和・社会正義・持続可能な開発の達成をめざすこととした。その主なものは、①連帯のグローバル化、②未来に向けたグローバル・ユニオン運動の構築、③グローバル化、ディーセント・ワーク、持続可能な開発、④平和と国連の役割のための国際労働組合行動、⑤グローバル経済における社会正義実現のためのILOの強化、⑥グローバル経済におけるビジネスの社会的責任、⑦差別との闘い、平等を達成する、⑧女性のための組合、組合のための女性、⑨将来を担う青年労働者、⑩労働組合権、⑪労働組合の開発と教育、である。

従来の運動と組織のあり方を変革することの重要性を指摘したうえで、「国際的な労働組合活動を国内の組合の課題と統合すること、国内のニーズと優先課題を国際的な運動に直接に取り込み、その推進力とする。国際的な労働組合運動は、それを効果的に実現できるような方法で組織され、運営されるべきである」として、「国際的活動に投入する政治的意欲と物質的資源」を拡大する必要性が強調され、「労働組合がいま、国内の活動と国際的活動の落差を埋めなければ、企業と労働側の実力差はさらに拡大するだろう」と、新しい国際主義の構築が、グローバル化時代の必須課題と確認された。

(6) 新しい国際労働組合センター樹立(〇六年)と負の側面の克服

〇六年、ICFTUとWCLの統一を基礎にフランスのCGTなどいくつかの有力独立組合も結集し、新しい国際労働組合センターⅡ国際労働組合総連合(ITUC)が結成された。一年以内に地域組織を確立することも決定し、地域での活動推進も確認している。アジア太平洋地域では、〇七年九月に地域組織(ITUC-AP)が確立した。

「簡単にいえば、いかにしてグローバル経済のもとで働く人々を真に代表するかが問われており、それを今より効果的に遂行するために自己を変革する責任があるのです。その成否は私たち次第です。なぜなら、これまで直面してき

た障害の多くは私たち自身が生み出したものからです。この点に新しい労働運動国際主義の意義があり、歴史と現状が私たちに求めているものです」という問題意識のもと、ICFTU、WCLさらには新たに結集した独立組合の方針をふまえ、以下の領域の活動方針を提起・決定した。

①グローバル化の改革、②多国籍企業への挑戦、③労働組合権を守り促進する、④差別との闘いと平等の達成、⑤児童労働の撲滅、⑥若年労働者のディーセントな未来、⑦労働安全衛生およびHIV/AIDSとの闘い、⑧ILO、⑨平和と安全と国連、⑩組織化を、⑪新しい国際主義。

採択・制定されたITUC規約は、冒頭に「原則の宣言」と「目標」を掲げ、「働く人々の解放と、すべての人類の尊厳と権利が保障され、誰もが自らの福利の増進を図り、職場や社会における可能性を実現できる世界を目指して、その闘いを前進させることを誓約する」など運動に関する原則的立場を示すとともに達成すべき「目標」を明らかにした。そのなかで、グローバル化に直接言及している項を紹介しておく。

「国際労働組合総連合は、障害となつてゐる社会的、経済的、政治的な構造と諸関係を将来の目標に沿つて変革していくことが早急に必要であると認識している。そして国際的な行動を通じて、貧困、飢餓、搾取、抑圧、不平等と闘うとの任務を果たしていく。このような国際的な

行動を必然化しているのはグローバル化した経済であり、資本の利益より優先されるべき労働者の利益のための民主的統治の必要性である」

(原則の宣言)、「グローバル経済のなかでの対抗勢力となり、国内や国と国との間で富と所得の公平な分配、環境保護、公共財と公共サービスへの普遍的アクセス、総合的な社会的保護、生涯学習、万人のためのディーセントな労働機会を確保するために、次の活動を推進する。

・ILOの役割を強化し、国際労働基準の普遍的適用を施行させ、他の国際機関、地域機関への代表参加を勝ち取ることで、それらの機関の政策と活動がディーセント・ワーク、社会的公正と持続可能な開発の実現に一体的に貢献できるように取り組む。

・国際産業別組織(GUF)とOECD労働組合諮問委員会(OECD-IUAC)と協力しながら、国際労働組合総連合は多国籍企業に関する労働組合の国際的な政策と活動の調整を行い、国際的な使用者団体と社会対話を推進、支持していく(目標)。これらによつて、ITUCのグローバル化に対する基本スタンスと重点取組み領域が理解できるだろう。

ITUC-APの「行動プログラム」は、結成大会で採択されたが、「グローバル化を根本的に変革するために行動する」姿勢を明らかにし、その目的を達成するために、「新自由主義的な市場経済に基づく政策や、現在のグローバル化に対する国際社会の明らかな失敗と矛盾し

た対応に代えて、以下を目的とする世界経済の統治を実現することが不可欠である」として、つぎの事項を挙げた。

①経済、社会、環境という持続可能な発展のための三つの柱を組み合わせることに、②労働者の基本的権利を普遍的に保障すること、③すべての人にディーセント・ワークを保障すること、④大規模な貧困を撲滅し、国内と各国間の不平等を大幅に縮小すること、⑤公平な所得分配をともなつた成長を促進すること。そのうえで、活動領域を、①労働者の権利と組織化、②ディーセント・ワークと社会保護、③平和、軍縮、国家開発、④労働組合の開発協力、とし、①に関して、(a)結社の自由とILO中核条約、(b)ジェンダー平等、(c)青年、(d)インフォーマル経済と非典型労働者の組織化、(e)労使関係と多国籍企業、(f)移民労働者、②に関して、(a)労働条件、(b)雇用保護、(c)労働安全衛生、(d)環境保全、(e)児童労働の撤廃、(f)制度改革、(g)国際金融機関との社会対話、(h)プライベート・エクイティとヘッジ・ファンド、(i)WTO、FTAと地域経済統合、とそれぞれ具体的課題を示している。

(7) 具体的な活動例

具体的な活動例としてG8サミットに向けた取組みを紹介する。開催国でG8の労組ナショナルセンターの代表者会議(レーバー・サミット)を開催し確認した内容を「労組声明」にまとめ、開催国首脳(サミットで議長を務める大

統領もしくは首相)に手交し主要項目に関して意見交換・討議し、サミットで検討・採択するよう要請する、という取組みである。アメリカ共和党政権と日本以外は、元首が意見交換のためにかなり長い時間を確保し、実質的に実りある討議を行なっている。〇七年に行なわれたドイツの「ハイリゲンダム・サミット」に向けた要請事項は以下のとおりであった。

①ソーシャル・パートナーと連携し、最低賃金の向上、社会的保護への投資、技能、教育、イノベーションの高度化を通じて成長の果実を公正に分配する。

②OECD地域全域で成長のバランスを取り直して高い雇用水準を確保し、また貿易不均衡は正が不規則な形で行なわれるリスクを減らす。

③中核的労働基準や企業の社会的・環境的責任に加え、経済の「金融化」有害な作用を緩和しヘッジ・ファンドやプライベート・エクイティ・ファンドの攪乱的な行動を変えざる規制措置を網羅した、公正なグローバル化に向けたルールを構築・強化する。

④ディーセント・ワークの創出と、発展途上国に約束した債務帳消しと開発援助額の倍増、HIV/AIDS患者の治療へのユニバーサル・アクセスの提供を履行することにより、発展途上国のミレニアム開発目標達成を支援する公約を果たす。

⑤気候変動の社会的、経済的影響と必要な緩和対策に対応するため、「公正な移行」と「グ

リーン・ジョブ」創出のプログラムを導入する。G8雇用労働大臣会議に向けても、G8の労組代表が会議を持ち「声明」を手交し、開国労働大臣に要請を行なっている。〇七年のドレスデン労働大臣会合に向けた要請事項は、雇用、最低賃金、職業研修、ワーク・ライフ・バランス、気候変動とグリーン・ジョブに焦点を当てたものであった。

このような政策提言・要請の取組みは、アジア・ヨーロッパ会議(ASEM)、環太平洋経済協力(APEC)などの閣僚委員会に向けても行なわれている。

2 ILOにおける取組み

(1)「新宣言」採択(九八年)

ILOでの取組みで最初に挙げるべきは、九八年のILO「新宣言」の採択であろう。「新」は「フィラデルフィア宣言」に対して、ILO憲章、同宣言とともに、ILOでもっとも重要な基本文書とされている。周知のようにILOは、第一次世界大戦の講和会議のなかから生み出された。未曾有の被害をともなった悲惨な大戦を再び起こしてはならないという決意から、国際労働基準の設定と尊重遵守を通じて社会正義を実現することによって恒久平和の達成を図るということで、ベルサイユ講和条約一三編を基礎にILO憲章が制定された。政・労・使三者が責任をもちあつて実施していこうというユニークな三者構成主義をとった。しかしわずか

二〇年で第二次大戦が勃発し、人類はより悲惨な体験を強いられた。大戦末期の四四年に、ILOはフィラデルフィアで第二六回総会を開き、三度悲惨な大戦を起こしてはならないとの決意から「ILOの目的に関する宣言」(フィラデルフィア宣言)を採択した。グローバル化の進展による被害は、hot warによるものではないが、深刻さと規模において大戦に匹敵するものがあり、ILOの活動を通して早急に克服しなければならぬとの問題意識から、「労働における諸原則と権利に関する宣言」を採択した。これによって、すべての加盟国は批准の有無にかかわらず、中核的労働基準(四分野七条約、九九年から八条約)の尊重遵守の義務を負うことになった。実施状況に関するフォーアアップの継続さも同時に採択され、毎年の総会で討議される。「グローバル・リポート」として〇〇年から総会で報告・議論されている。

(2) ソマビア事務局長就任とDW提唱

つぎに注目すべきは、九九年のILOソマビア事務局長就任と、「ディーセント・ワーク」の提唱である。四つの戦略的目標(中核的労働基準の効果的承認、良質な雇用の確保、社会保護の拡充、社会的対話の促進)とそれらを貫くジェンダー平等の原則に基礎づけられるディーセント・ワークの実現は、グローバル化の負の側面の克服に向けたもっとも強力な武器といえる。ディーセント・ワーク実現の取組みは、ILO

でもっとも重要な課題となり、〇六年から〇七年にかけて開かれた各地域会議で「ディーセント・ワーク実現のための一〇年」が設定されている。それとともに、国連機関が共通して取り組む重要課題との確認がなされ、国連開発計画(UNDP)との共同プロジェクトが二〇カ国で展開されている。

(3) 「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」設置と報告

〇二年のILO「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」設置も、ILOのグローバル化への対応として大きな意義があった。二年間の活動を経て、〇四年にILO「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」報告が発表された。進行しているグローバル化が社会的側面を欠き、多くの問題をとくに発展途上国において起こしており、深刻な格差問題は「勝ち組」、「負け組」の社会的分裂を地域や国の間のみならず国内においても引き起こし、その弊害は計り知れず早急な克服が求められるとした。

(4) ILO総会事務局局長報告

毎年のILO総会における事務局局長報告も重要な役割を果たしている。グローバル化がもたらす問題の中心的な課題に関して報告がなされており、重大な問題提起であり、注意を喚起するあるいは警鐘を鳴らす意味をも含んでいる。〇一年以降の報告のテーマをみると以下のとおりである。

りである。

- 〇一年 「ディーセント・ワーク欠如の削減」。
- 〇二年 「児童労働なき将来」。
- 〇三年 「貧困からの脱却」。
- 〇四年 「公正なグローバル化とILOの役割」。
- 〇五年 「世界的雇用危機」。
- 〇六年 「仕事の世界におけるパターンの変化」。
- 〇七年 「持続可能な開発促進とディーセント・ワーク」。

3 国連などは

国連などの取り組みに関しても簡単にみておこう。

- 九六年 「国際貧困解消の一〇年」。
- 九九年 「国連グローバル・コンパクト」⁽¹⁴⁾ 提唱(アナン事務総長、世界経済フォーラムダボス会議で)。
- 〇〇年 「国連ミレニアムサミット(特別総会)」で「国連ミレニアム開発目標」⁽¹⁵⁾ 設定。
- 〇一年 「世界社会フォーラム」開始(ブラジル・ポートアレグレ)。

四 むすび

国際労働組合運動の必死の取り組み、その反映を含めたILOの活動にもかかわらず、グローバル化の負の側面の克服に関しては、目に見える成果がいまだ確認できない。日本の現実を見

ても、ディーセント・ワークに反する事態が横行している。「国際競争力」の強化を無限定に主張し、それを口実に手のつけられるところはどこからでも「規制緩和」した結果、社会が最低限の公正さと安全を担保する仕組みすら破壊されてしまった。OECDなどが調査するあらゆる指標で日本の地位は下がる一方。回復の兆しもみえず、「黄昏・ニッポン」の感が強い。あまりに酷い日雇い派遣の実態を考える時、九年の「派遣法改正」の内容と経過が思い浮かぶ。

グローバル化に対応する取組みを顧みたら、ITUCが指摘しているように国際と国内との運動の統合が必要な時に、日本においては相変わらず別物になっているのではないかと、この感を強く抱かざるをえない。それが日本特有といわれる企業別組合のゆえなのか定かではないが、企業の利益と組合員のそれとがストリートに結びつき容易に同調しやすいことは確かだろう。そのことは、同じ労働現場で働く多数の非正規労働者を同じ組合に結集できない現実やサブライチエーションに働く労働者との関係、GUFと多国籍企業との間で締結する「グローバル枠組み協定」(人権・労働組合権尊重、環境保護、安全重視、消費者重視、汚職腐敗防止などに関する労使協定)が世界で五六も結ばれているにもかかわらず日本企業はゼロということにも表れているのではないかと。

数年前、「連合評価委員会」は労働組合の「企

業主義からの脱却」を勧告した。議論はあったものの具体的な変革にはつながらなかった。グローバル化の弊害の除去のために、ディーセント・ワークの実現や国際労働基準の確立・適用と監視などあらゆる取組みに積極的に参加することが求められるが、企業利益との容易な同調のもとで推進は可能なのか。「競争と平等は両立しない」と唱え、労働者間に極端な競争と対立を持ち込み、それがあたかも「グローバル・ルール」であるかのごとく喧伝された。北欧諸国などをみれば競争力を保持しながら平等の確保を図る道があることがわかる。

日本におけるディーセント・ワーク実現を追求しつつ、労働組合運動の運動と組織のあり様の改革を考えてみたい。

- (1) 毎年六月に開催される総会への加盟国代表は、政二、労使それぞれ一計四名で構成される。また理事会は、政府代表二八名、労使代表それぞれ一四名の計五六名で構成されている。
- (2) 労組諮問委員会(TUAC)、ビジネス産業諮問委員会(BIAC)が設置されており、恒常的に運営および政策形成に意見反映できるシステムとなっている。
- (3) 「ILO多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」は、序文のなかで「多国籍企業の国家の枠組みを超えた活動の組織化の進展は、経済力の集中の濫用ならびに国の政策目標および労働者の利益との衝突をもたらす可能性がある。加え

て、多国籍企業の複雑性ならびにその多様な組織、活動および方針を明確に認識することの困難性は、時として、本国、受け入れ国またはその双方に懸念を生じさせる」と指摘している。

- (4) World Summit for Social Development (WSSD)。「社会的排除(exclusion)から「社会的統合(inclusion) に向け社会開発戦略を「宣言」および「行動計画」で示す。

- (5) かつてはITS (international trade union secretariat) と総称されていたが、二一世紀初頭からGUF (global union federation) と呼ばれている。一〇の産業別組織がある。

- (6) World Confederation of Labour. カソリック系の労働組合国際組織の歴史を持つ。脱宗教化したとはいえ勢力を持つ地域・国はカトリックの影響力が強いところ。ヨーロッパ労連(ETUC)、TUACに関係加盟が参加し、またILOでもICFTUと共同関係にあった。二〇〇六年にITUCに合流。

- (7) ICFTU (当時)、ETUC、GUF、OECD、TUACで構成した共同戦線。

- (8) 加盟国のNCP設置義務と加盟国以外からのガイドライン違反に向けた問題提起ができるようになった。

- (9) ITUC結成大会におけるG・ライダー書記長の演説から。

- (10) 「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」とフォローアップを採択。「すべての加盟国は、問題になっている条約を批准していな

い場合でも、ILOの加盟国である事実そのものにより、誠意をもって、憲章に従い、これらの条約の対象になっている基本的権利に関する原則、すなわち、①結社の自由および団体交渉権の効果的な承認、②あらゆる形態の強制労働の禁止、③児童労働の効果的な廃止、④雇用および職業における差別待遇の撤廃、を尊重し、促進・実現する義務を負うことを宣言する」とし、①八七および九八号、②二九および一〇五号、③一三八および一八二号、④一〇〇および一一一号、の四分野八条約の中核条約の適用・実施状況を、二〇〇年から毎年ILO総会で①④の順番で「グローバル・リポート」と称し報告・討議するフォローアップを行なっている。ちなみに〇八年は第一分野(八七および九八号条約)。

- (11) 「適切な水準の社会保障および賃金・労働条件が確保された社会的意義のある生産的労働」をいう。わが国では「働きがいのある人間的な仕事」と使われている。

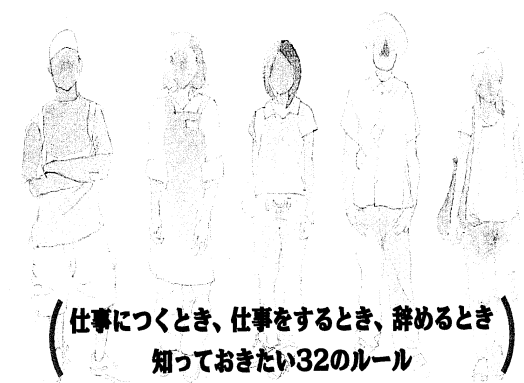
- (12) 二六人の「賢人」で構成。ノーベル経済学賞受賞者のステイグリッツ教授もメンバー。経営者代表二人のうちの一人として西室東芝会長(当時)も参加。労働界からはスイニーAFLECIO会長とバヴィ南アフリカCOSATU書記長が参加。フィランランドのハロネン大統領(女性、「北」、「勝ち組」とタンザニアのムカバ大統領(男性、「南」、「負け組」)が共同代表。

- (13) 二年間の調査・検討を経て発表された。「我々が求めているのは、普遍的な価値に基づく力強い

社会的側面を備え、人権と個人の尊厳が尊重されるグローバル化のプロセスである。公正で、包括的かつ民主的に運営され、世界の国々の人々に、機会と目に見える形で恩恵をもたらすプロセスである」としたうえで、「そのようなプロセスを實現するため、我々は呼びかける」として、つぎの項目を挙げた。①人を重視する、②民主的で実効性をもつ国家、③持続可能な発展、④生産的で公正な市場、⑤公正なルール、⑥連帯感あるグローバル化、⑦人々への説明責任、⑧より深いパートナーシップ、⑨実効性のある国連、である。そして、①変化のためのヴィジョン、②グローバル化とその影響、③変化のための戦略、④グローバル化のガバナンス、⑤自国から始める、⑥グローバルレベルでの改革、⑦変化のための行動を組織化する、に関して調査・分析し問題提起した。

(14) 企業に対し、一〇の確立された国際基準等の尊重遵守・支持の表明を、人権(二)、労働(四)、環境(三)、腐敗防止(一)の分野に関して求めるもので、賛同する企業は国連事務局に登録する。労働は、中核的労働基準と同様。

(15) 国連ミレニアム開発目標。八目標(極度の貧困と飢餓の撲滅、普遍的初等教育の達成、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上、幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止、環境の持続可能性の確保、開発のためのグローバル・パートナーシップの推進)、一八ターゲット、四八指標を示し二〇一五年までの実現をめざす。(なかじま しげる)



(仕事につくとき、仕事をするとき、辞めるとき)
知っておきたい32のルール

Work Rule

15歳の ワークルール

道幸哲也 / 著

北海道大学教授、北海道労働委員会会長代理、
北海道地方最低賃金審議会会長、日本労働法学会元代表理事

好きな仕事を続けるために！

きみたちを待っている
社会や会社や仕事は
今どうなっているのでしょうか。
フリーター、格差、成果主義、
ワーキングプア……
「働くルール」を一緒に
考えませんか。

定価 1,365 円 (税込)

A5 判 / 140 ページ

ISBN 978-4-8451-1021-6

〒112-0015 東京都文京区目白台 2-14-13

Tel: 03-3943-9911 Fax: 03-3943-8396

旬報社

<http://www.junposha.co.jp>